

日薬業発第208号
令和4年9月8日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直し、
新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていく方針により、療養の考え方を転換することとされました。これにより、発生届の対象が令和4年9月26日より全国一律で見直されるとともに、同日までに全都道府県で健康フォローアップセンター等を設置することとされています。

また今般、オミクロン株の特性を踏まえ、患者の療養期間等についても見直され、9月7日から適用されました。

別添のとおり情報提供いたしますので、貴会におかれましては、都道府県の状況に応じて関係者のご連携いただき、地域の医療提供体制・医薬品提供体制の確保にご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<別添>

1. With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（確認依頼）（令和4年9月6日．厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
2. 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（令和4年9月7日．厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事務連絡
令和4年9月6日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて
(確認依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていく方針です。

今後の療養あり方については、

- ・症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、検査キットでセルフチェックし、陽性の場合、健康フォローアップセンター等に連絡して、自宅で療養いただき、体調変化時等に医療機関を紹介できるようにする
- ・高齢や基礎疾患、子ども、妊婦等により受診を希望する場合には、診療・検査医療機関を受診いただく

という考え方に転換を図っていきます（別添資料参照）。

こうした見直し等を進めるに当たり、発生届の対象外となる若い軽症者の方等が安心して自宅療養をできるようにするため、検査キットのOTC化や健康フォローアップセンターの全都道府県での整備を進めてきましたが、これらの状況を確認した上で、9月26日より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出を見直すこととします（全数届出の見直し後も、HER-SYSの活用により、届出対象外の方も含めて、感染者の総数は引き続き把握していきます。）。

見直し後の運用等については追ってお示しするとともに、自治体向け説明会を開催する予定ですが、まずは全国一律での実施に向けて、以下の内容について御了知、御確認の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、陽性者の自宅療養期間の見直しについては、追ってお示しする予定であることを申し添えます。

また、全国一律での実施までの間、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、都道府県からの届出により適用していた届出対象の限

定は9月25日までとします。(最後の緊急避難措置に係る告示については、9月20日告示を予定しています。)

記

1 令和4年9月26日より、医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合等における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第12条第1項に基づく発生届の対象について、全国一律で、

- ・ 65歳以上の者
- ・ 入院を要する者
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

- ・ 妊婦

に限定する方針であること(関連省令の改正を予定)。

全国一律の見直しに当たっては、発生届の対象とならない方についても、引き続き、患者からの希望がある場合には、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること。

その他、「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定(緊急避難措置)の概要及び必要な手続き等について」(令和4年8月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「8月25日付け事務連絡」という。)の2(1)②及び4から7までに記載する事項と同様の内容で実施することを想定しているが、その詳細については速やかにお示しするとともに、令和4年9月9日(金)に自治体説明会を開催する予定であること。

2 健康フォローアップセンター等については、従来からお示ししてきたとおり、医療機関を受診しない陽性者の登録を受け付けるとともに、登録者や発生届の対象とならない陽性者に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら、必要な者を適切に医療に繋ぐため、以下の機能を有することが重要である。

このため、全国一律で全数届出の見直しを行うため、未設置の都道府県においては令和4年9月26日までに健康フォローアップセンター等を設置いただきたいこと。

この健康フォローアップセンター等については、その名称を問わず、

- ・ 医療機関を受診していない陽性者
- ・ 発生届の対象とならない陽性者

について、必要な相談・支援を提供する機能を有し、機能が複数の組織に分かれているものでも差し支えない。

保健所設置市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）を地域内に有する場合は、当該都道府県の地域内の患者をフォロー可能な健康フォローアップセンター等が1つである場合でも、それ以上ある場合でも、いずれでも差し支えない。都道府県の地域内の患者を都道府県又は保健所設置市等のいずれかが設置する健康フォローアップセンター等においてフォロー可能な状態であれば、必ずしも双方に設置を求めるものではない。

なお、地域において、今般の感染拡大を大きく超えて感染者数が増加した場合であっても、地域の保健医療体制に照らしてなお外来医療のひっ迫を回避できると都道府県が判断している場合には、医師を配置し、陽性者の登録を受け付ける機能（4の①及び②）は必ずしも求めないこととし、その旨を申し出ていただきたい。

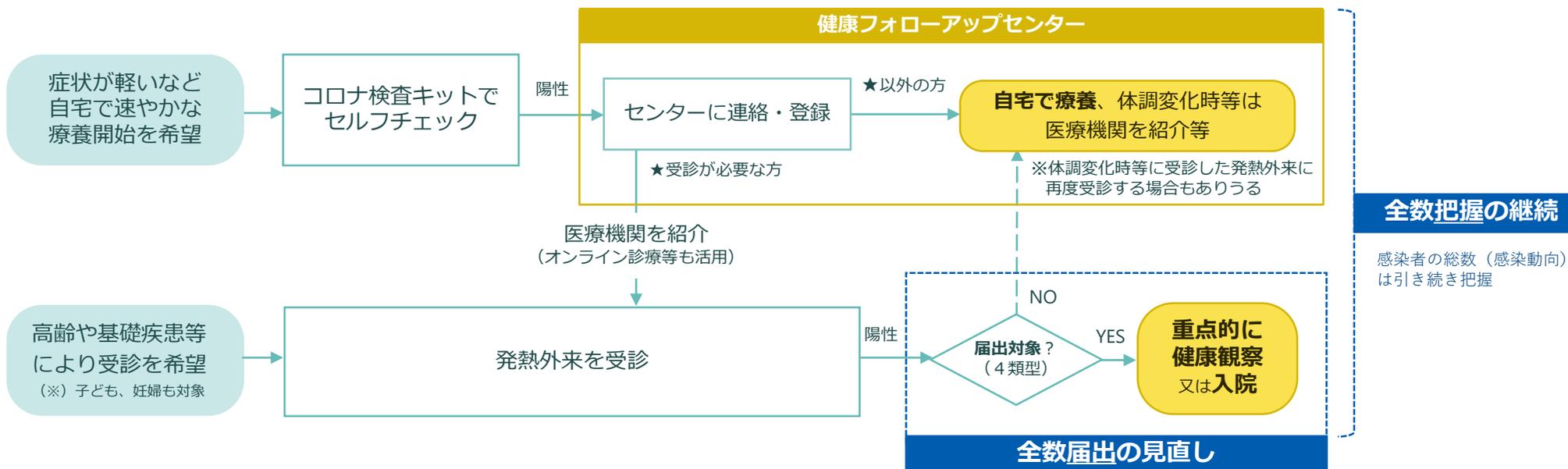
- 3 健康フォローアップセンター等について、都道府県（保健所設置市等が設置する場合には保健所設置市等）が、その名称、連絡先、ホームページのURL等を相談・支援の対象になる者に対して、ホームページで周知するほか、受診時に医療機関で伝達するなど、確実に伝わるようにすること。
- 4 都道府県において、当該健康フォローアップセンター等について、下記機能を有することを確認すること。
 - ① 医師を配置していること
 - ② 同センターに配置される医師の管理下で、医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった者の登録を受け付けること
 - ③ 登録を受け付けた者又は医療機関を受診し、新型コロナと診断された者が申出た場合には、法第44条の3に基づく宿泊療養の提供や配食等の支援を行うこと。ただし、自治体において当該支援を行わないこととしている場合は、この限りではない。
 - ④ 医療機関を受診せず登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し、設置自治体に報告すること（当該報告のあった健康フォローアップセンター等の集計結果は、8月25日付け事務連絡2（1）②に記載する日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数の公表とは区分して公表すること）
 - ⑤ 重症化リスクがある者として発生届の対象となっている者であることが判明した場合には、診療・検査医療機関等に適切に案内すること（可能な限り、医師を配置する健康フォローアップセンターにおいて発生届を提出すること）
 - ⑥ 体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関やオンライン診療等を案内すること（体調悪化時等に電話等が確実に繋がるよう必要な体制を整えること）
- 5 都道府県においては、上記2～4について、別紙報告様式に記入の上、9月19日

(月)までに下記の宛先にメールで報告いただきたいこと。また、受領確認のため必ず電話にて厚生労働省に連絡をいただきたいこと。

Withコロナに向けた新たな段階における療養の考え方

・全数届出の見直し、その前提としての保健医療体制の強化

- ▶ 今後、発生届の対象は65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定し、重症化リスクの高い方を守るため、保健医療体制の強化、重点化を進める。
- ▶ 症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、検査キットでセルフチェックし、陽性の場合、健康フォローアップセンターに連絡して、自宅で療養いただく。
- ▶ 発生届の対象外となる若い軽症者の方等が安心して自宅療養をできるようにするための環境整備に目処が立ち、全国的に感染者の減少傾向が確認されたことから、必要なシステム改修を経て、9月26日より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出を見直す。
- ▶ 全数届出の見直し後も、システムを整え、届出対象外の方も含めて、感染者の総数は引き続き把握していく。



患者発生届出を以下の4類型に限定

- ・65歳以上の者
- ・重症化リスクがあり治療薬の投与等が必要と医師が判断する者
- ・入院を要する者
- ・妊婦

Withコロナに向けた新たな段階における療養の考え方

- ・ 全数届出の見直し、その前提としての保健医療体制の強化

✓ 発生届の対象外となる若い軽症者の方等が安心して自宅療養をできるようにするための環境整備

- ① 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）
- ② 発生届の対象とならない方が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備
- ③ 発生届の対象外の方々にも、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること など

✓ 感染拡大リスク・重症化リスクに備えた保健医療体制の強化

- ① 新型コロナ病床の確保、診療・検査医療機関（発熱外来）の取組みを継続
- ② 高齢者施設等における医療支援の強化（施設従事者への定期的な検査、施設内療養に対する支援体制の強化等）
- ③ 全国民（12歳以上の1・2回目接種完了者）を対象としたオミクロン株対応のワクチン接種の促進 など

事 務 連 絡
令和4年9月7日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。